

信州大学社会基盤研究所と長野県軽井沢高等学校との 連携準備に関する覚書

信州大学社会基盤研究所（以下「甲」という。）と長野県軽井沢高等学校（以下「乙」という。）は、平成29年6月26日に締結した国立大学法人信州大学と軽井沢町との包括的連携に関する協定書第3条の規定に基づき、連携に係る協定を締結する準備として、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に連携し、地域における教育の充実に寄与するための連携に関する協定を締結するために必要な協議を行うことを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を活かし、資源を有効に活用することにより、次の事項に関する具体的な協議を進める。

- （1）教育内容に関すること
- （2）施設利用に関すること
- （3）その他前条の目的に達するために必要なこと

（連携推進会議）

第3条 前条に規定する内容の円滑な推進を図るため、必要に応じて連携推進会議を設置することができるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本覚書に基づく活動において、相手方より知りえた秘密事項について、本覚書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から甲と乙が新たに連携に関する協定を締結する日までとする。ただし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がなされ、双方が同意したときは、その日をもって終了とする。

（その他）

第6条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項について必要がある場合は、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲と乙は署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年12月23日

甲 信州大学社会基盤研究所

所長

丸橋 昌子

乙 長野県軽井沢高等学校

校長

下井 一志